

高齢者虐待の防止のための指針

柳井市地域包括支援センター

この指針は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

1 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(2) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2 虐待防止検討委員会

柳井市地域包括支援センター（以下「事業所」という。）は、虐待防止のために虐待防止検討委員会を設置し、委員会は、次の事項について検討する。その際委員会で得た結果については、職員に周知徹底を図るものとする。

(1) 検討内容

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

イ 虐待防止のための指針の整備に関すること

ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること

エ 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

オ 職員が虐待等を発見した場合に、市への報告が迅速かつ適切に行われるための

方法に関すること

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員構成

委員は、事業所の職員で構成する。なお、虐待防止検討委員会の委員長は事業所の管理者があたるものとする。

(3) 開催頻度

定期的（年1回以上）かつ必要に応じて虐待対応担当者が招集する。なお、虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、職員の中から管理者が指名するものとする。

3 虐待防止のための職員研修

虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に、年1回以上の職員研修を実施するとともに、職員の新規採用時には必ず研修を実施する。また、研修の実施内容について記録する。

4 虐待の早期発見のための対応

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から利用者の生活状況や身体状況等から虐待の兆候を早期に発見するよう努める。

5 虐待等が発生した場合の対応

虐待等が疑われる場合には、速やかに事業所内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。また、緊急性の高い事案の場合には、市関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 虐待対応担当者への報告

虐待等に気付いた受けた職員は、速やかに虐待対応担当者へ報告する。

(2) 事実確認

虐待対応担当者は、虐待等について相談及び報告があった場合には、事実確認を行う。これら確認の経緯は時系列で整理する。

(3) 事情聴取

虐待対応担当者は、関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。

(4) 発生後の市への報告

虐待対応担当者は、虐待防止検討委員会を招集し、事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ検証し、職員に周知する。

7 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 苦情相談窓口に寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
- (3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反にとわ
れることはない。

9 本指針の公表

本指針は利用者が閲覧できるようホームページに掲載する。

10 その他虐待等の防止推進のために必要な事項

3に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。